

専決処分について

大竹市土地造成特別会計において繰上充用を行うことについて、令和5年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月24日

大竹市長 入山 欣郎

令和5年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大竹市の土地造成特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650,377千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ938,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金の補正）

第2条 一時借入金の借入れの最高額に650,000千円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を938,000千円とする。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		114,305	650,377	764,682
	1 財産売払収入	86,788	650,377	737,165
歳入	合計	288,404	650,377	938,781

歳 出

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰上充用金		0	650,377	650,377
	1 繰上充用金	0	650,377	650,377
歳 出	合 計	288,404	650,377	938,781

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	114,305	650,377	764,682
歳入合計	288,404	650,377	938,781

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 繰上充用金	0	650,377	650,377				650,377
歳出合計	288,404	650,377	938,781				650,377

2 歳 入

(款) 財産収入

(項) 財産売払収入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	86,788	650,377	737,165	1 土地売払収入	650,377	土地売払収入 650,377
計	86,788	650,377	737,165			

3 歳 出

（ 款 ） 4 繰上充用金

（ 項 ） 1 繰上充用金

（ 単 位 ： 千 円 ）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 繰上充用金	0	650,377	650,377				650,377	21 補償、補填及び賠償金	650,377	001 前年度繰上充用金 補償、補填及び賠償金 繰上充用金	650,377 650,377 650,377
計	0	650,377	650,377				650,377				